

●お知らせ●

学校給食用物資納入
「指定願」受付開始

学校給食センターでは、平成25年度学校給食用物資納入の「指定願」を受け付けています。主な物資は次のとおりです。

- 精肉、調味料、青果、生鮮食品、冷凍食品他
- ※米穀類、パン、牛乳等は対象としません。

指定願用紙は学校給食センターにあります。最新の検便証明書の写しを添付し、1月25日(金)までに学校給食センターに提出してください。

問合せ 学校給食センター
TEL 72-3145

工業統計調査に「協力を

平成24年工業統計調査が、全国一斉に12月31日現在で実施されます。この調査は、製造業を営むすべての事業所を対象として、1年間の生産活動に伴う製造品の出荷額、原材料使用額などを調査し、製造業の実態を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として使われるほか、企

業、大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されています。最寄りの税務署に電話で、「協力をお願いします」。

所には、1月上旬に統計調査法に基づき秘密が厳守されます。

問合せ 企画調整課企画調整係
TEL 72-1111(内線2215)

タックスアンサーの
ご利用を

タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の税務相談室です。よくある質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。

パソコンからは
(http://www.nta.go.jp/taxanswer)

携帯電話からは
(http://www.nta.go.jp/taxanswer/phone)

携帯サイトは、QRコードからも利用できます。

問合せ 知覧税務署
TEL 83-2411(自動音声案内)

法定調書(五十四調書)
の提出について

給料、報酬、不動産の使用料等を支払った場合には、支払先の住所、氏名、支払金額等を記載した源泉徴収票や支払調書等(総称して「法定調書')を税務署に提出することになっています。

これらの法定調書は、国税電子申告、納税システム(e-Tax)、光ディスク等(CD、FD等)を利用して提出

する一般的な相談を「電話相談センター」で受け付けています。最寄りの税務署に電話で、「音声案内に従い「1」番を選択するとつながります。

問合せ 知覧税務署
TEL 83-2411(自動音声案内)

租税史の収集に「協力を

税務大学校では、租税制度の研究などに利用するため、租税に関する歴史的な史料の収集を行っています。税務行政の公文書だけでなく、図書、写真、器具など、人々の暮らしだと税との関係が感じられるあらゆる歴史的な史料や情報の提供をお待ちしています。

問合せ 知覧税務署
TEL 83-2411(自動音声案内)

事業主・税理士等の皆様へ
電子申告(eLTAX)のご利用を

市では、eLTAX(エルタックス)を利用したインターネットによる電子申告の受付を開始しました。

eLTAXは、会社や事業所のパソコンからインターネットを通じて申告等の手続がで複数の地方公共団体への申告が一度でできるなど、事務の軽減に配慮したシステムです。

問合せ 税務課課税係
TEL 72-1111(内線154)

法務局サンデー相談
所、「県下一斉!境界問題相談所」を開設

日時 1月27日(日) 午前10時~午後4時
場所 鹿児島地方法務局知覧支局(南九州市知覧町郡405)
※受付は午後3時30分まで
密は厳守します。

問合せ 法務局サンデー相談所Ⅱ鹿児島地方法務局知覧支局総務係
TEL 83-2208
・県下一斉!境界問題相談所
Ⅱ鹿児島地方法務局不動産登記部門
TEL 099-259-0682

税目	申告関係	申請・届出関係
法人市民税	・中間申告 ・確定申告 ・修正申告など	・法人設立/設置届出書 ・異動届
個人市・県民税	・給与支払報告書 ・公的年金等支払報告書 ・特別徴収に係る給与所得者 ・移動届など	・特別徴収義務者の所在地・名称 変更届出書
固定資産税(償却資産)	・全資産申告 ・増加資産/減少資産申告 ・修正申告など	

※個人が行う市民税・県民税の申告には利用できません。

日時 1月12日(土)~20日
場所 お魚センター2階レストラン隣り
入場 無料
問合せ TEL 090-8835-9012(立石)

準備と手続き

eLTAXを利用する場合、

船員(船人)が制作した工芸品を展示します。

例のほかにも「80歳の肌だ」、「これまでひどい肌は初めて見た」などと不安を抱えたり、4時間以上にわたりて勧誘するケースもありました。

事業者は、はじめ販売目的を告げずに声をかけてきます。安易に説いています。

乗らず、自然とした態度をとることが大切です。契約してしまってもクリーニング・オフ等ができる場合もあります。

事例のほかにも「80歳の肌だ」、「これまでひどい肌は初めて見た」などと不安を抱えたり、4時間以上にわたりて勧誘するケースもありました。

事業者は、はじめ販売目的を告げずに声をかけてきます。安易に説いています。

乗らず、自然とした態度をとることが大切です。契約してしまってもクリーニング・オフ等ができる場合もあります。

事例のほかにも「80歳の肌だ」、「これまでひどい肌は初めて見た」などと不安を抱えたり、4時間以上にわたりて勧誘するケースもありました。

事業者は、はじめ販売目的を告げずに声をかけてきます。安易に説いています。

乗らず、自然とした態度をとることが大切です。契約してしまってもクリーニング・オフ等ができる場合もあります。

事例のほかにも「80歳の肌だ」、「これまでひどい肌は初めて見た」などと不安を抱えたり、4時間以上にわたりて勧誘するケースもありました。

事業者は、はじめ販売目的を告げずに声をかけてきます。安易に説いています。

乗らず、自然とした態度をとすることが大切です。契約してしまってもクリーニング・オフ等ができる場合もあります。

事例のほかにも「80歳の肌だ」、「これまでひどい肌は初めて見た」などと不安を抱えたり、4時間以上にわたりて勧誘するケースもありました。

事業者は、はじめ販売目的を告げずに声をかけてきます。安易に説いています。

乗らず、自然とした態度をとることが大切です。契約してしまってもクリーニング・オフ等ができる場合もあります。

事例のほかにも「80歳の肌だ」、「これまでひどい肌は初めて見た」などと不安を抱えたり、4時間以上にわたりて勧誘するケースもありました。

事業者は、はじめ販売目的を告げずに声をかけてきます。安易に説いています。